

補助金の見直し方針

平成 29 年 11 月 6 日
浦安市長 決定

1. 補助金見直しの経緯

浦安市では、平成 8 年度浦安市新行政改革大綱及び行政改革推進計画を受け、平成 9 年度に補助金の整理合理化についての検討がはじまり、その後も、平成 12 年度、平成 14 年度と検討を行ってきた。

その後、平成 17 年 5 月に、学識者等からなる浦安市補助金検討委員会から提出された、補助金の見直しに関する提言書に基づき、補助金等調査表を用いて自己点検等を定期的を実施してきた。

今般、この提言書の提出を受けてから 10 年以上が経過したことから、改めて市として補助金に関する方針を策定し、これまで以上に適正で効果的な補助金制度を目指して取り組むこととした。

2. 補助金のあり方

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により認められた公費支出の一形態であるが、扶助費を除くと唯一反対給付なく交付されるものであるため、市民理解などの点から、より慎重な交付であることが求められる。

また、市民の税金等貴重な財源によって賄われることから、その公益は十分かつ客観的妥当性があり、真に市民の福祉の向上、住民の利益に寄与し、広く市民のニーズに沿ったものに使われるべきものであること、そして、限られた個人や集団に特権的利益、恩恵を与えるものであってはならないものである。

さらに、税金等を使って補助金を交付する以上、当然、透明性の確保とあわせ説明責任が強く要求される。

そこで、このような理念等が満たされているかどうか判断する具体的、客観的な基準等を踏まえて補助金を見直す必要がある。

3. 補助金見直しの基本方針

補助金を新たに創設する場合、また既存の補助金を点検評価するにあたっては、次の方針に基づいて検証することとする。

① 公益性

- ・ 補助事業が、客観的に見て、より広く市民等の公益に資する、または還元されている。
- ・ 補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。

② 必要性

- ・ 当該補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。
- ・ 補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことはできない。（補助金がなくとも自主財源により活動が可能ではないか。）
- ・ 市民ニーズが高いものであり、且つニーズに即している。
- ・ 補助金の意義について、的確に説明できる。
- ・ 補助期限が設定されている。
- ・ 補助金申請に係る積算根拠が明確である。

③ 法令順守性

- ・ 補助事業について、法令等の規定に抵触していない。

④ 施策との整合性

- ・ 当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。
- ・ 補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。

⑤ 公平性

- ・ 事業を実施できる団体が他にない。
- ・ 補助対象が特定の団体に偏っていない（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）
- ・ 補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。

⑥ 効率性

- ・ 補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。
- ・ 目的達成に向けた手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付す

ることがより合理的である。

- ・ 国や県（いわゆる上乗せ、横だしや制度的な協調補助を除く）、また本市において同様の補助事業がない。
- ・ 実態が同一の団体に対して、複数の補助金が出ていない。

⑦ 補助対象経費の明確化

- ・ 補助金対象経費を明らかにするため、以下に掲げる経費は補助対象外経費とする。ただし、補助事業の目的達成のため特に必要性が認められるものについては、補助要綱等において補助対象であることを明確にし、例外的に補助対象にできる。

ア 人件費

イ 交際費

ウ 慶弔費

エ 飲食費・・・基本的に対象外。ただし、事業実施に向けた会議等、あるいは講演会講師にかかわる飲み物代などは可

オ 懇親会費

カ 視察研修費・・・宿泊を伴う研修旅行や遊興的な経費

キ 負担金・・・上部組織への会費・負担金や協賛金

ク 広告料・・・時候の挨拶文などを掲載する経費等

ケ 報償品費・・・団体内部の構成員に対する記念品等

コ 光熱水費

サ その他・・・社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

- ・ 補助金申請・実績報告（予算書・決算書）において、補助金対象内外経費を明確に分類するため、指定する補助金様式を使用する。

●その他留意事項

1) 団体補助金についてのチェック項目

- ① 団体の設置および活動目的と、補助事業が整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。
- ② 補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施するよう指導に努めているか。
- ③ 団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能しているか。
- ④ 区分経理・事業計画・決算審査について透明性・計画性を持って運営されているか。

- ⑤ 補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ、定額補助から定率補助へ移行を図っているか。
- ⑥ 市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。行っている場合は合理的な理由があるか。

2) 繰越金について

補助金交付団体について、団体の独自会計と補助事業会計を明確に区分し、補助事業会計において補助金額以上の繰越金を計上している団体については、十分その実態を調査したうえで、補助金の減額ないし、休止などの対応を検討すること。

3) 補助実績の確認について

- ① 補助事業者等に対し、補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類の写しを提出するよう求めること。
- ② 上記①により難しい場合には、その他帳簿、通帳など支払い等を証明する書類により、確認すること。
- ③ なお、補助事業者等に対し、これらの書類等の原本は、一定の期間保存するよう求めること。

4. 補助事業の評価

- ① 補助金事務の公益性・必要性・効率性等を確保するために、PDCA経営サイクルを用いて、具体的な評価指標や、国県要綱・近隣市補助金との比較（いわゆる上乘せ、横出しの妥当性）などを踏まえ補助事業の評価を行うこととする。
- ② 評価にあたっては、所管する部署が一時評価を行い、財政担当部署が二次評価を行う。
- ③ 補助事業の効果を評価するために、各職員が内外部の研修等に積極的に参加することにより、評価のスキルアップを図ること。
- ④ 全庁的な補助金の見直しは、概ね3年に一度とするが、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。
- ⑤ 見直し方針に沿って作成した補助金等調査表（チェックシート）は、当初予算編成等で活用するとともに、市ホームページなどにて広く周知する。